

タイ語版青森県 Facebook 情報発信業務に係る企画提案競技公募要領

この要領は、タイ向けに本県の魅力をPRするため、当課所有の Facebook アカウント「Visit Aomori」を利用し、本県観光のプロモーションにおいて、具体の誘客に繋がる企画、個人旅行者の利便性向上、ネイティブ目線での本県観光情報発信、問い合わせの対応などの「戦略的な情報発信」を実施するため、当該業務に関する企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

1 企画提案競技スケジュール

3月1日（金）	企画提案公募の公示
3月8日（金） 15時	参加表明書及び企画提案書作成に関する質問等の提出期限
3月12日（火） 15時以降	質問に対する回答（すべての質問を集約し、全参加者にFAX またはメールで回答）
3月26日（火） 15時	企画提案書提出期限
3月27日（水）	審査会（書面審査）
3月28日（木）以降	審査結果通知、契約締結

2 担当者

青森県観光国際戦略局誘客交流課 国際誘客グループ 磯辺

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土、日、祝日を除く下記の時間

（8：30～12：00 13：00～17：15）

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

TEL：017-734-9219 / FAX：017-734-8126

E-mail：shinkanko@pref.aomori.lg.jp

3 委託業務名

タイ語版青森県 Facebook 情報発信業務

4 業務概要

（1）業務目的

Facebook 上での本県観光のプロモーションにおいて、具体の誘客に繋がる企画、個人旅行者の利便性向上、ネイティブ目線での本県観光情報発信、問い合わせの対応などの「戦略的な情報発信」の実施を目的とする。

（2）採用者数、予算限度額

1者 1,089千円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託業務の内容

別添仕様書（案）のとおり

6 公募への参加について

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 共同体での参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできない。なお各構成員は（1）～（4）の条件をすべて満たすこと。

7 参加方法

参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限等
令和6年3月8日（金）15時必着
期限までにメールにて提出
- (3) 提出先
「2 担当者」のとおり
- (4) 参加資格の可否及び喪失
参加表明書を提出した者は、本業務企画提案への参加資格を有するものとする。
ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。
 - ①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
 - ②本手続きの期間中に、上記6に掲げる公募要件に該当しなくなったとき。

8 企画提案書作成に関する質問等の受付

(1) 受付期間

令和6年3月8日（金）15時までとする。

(2) 提出方法

①メールにより、質問票（様式2）を提出すること。

②送付先は、「2 担当者」のとおり。

③送信後、電話連絡により着信の確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年3月12日（火）にメールで本企画参加表明者全てに対して行う。

(4) その他

受付期間以外の質問については、原則として回答しない。

9 企画提案書の提出について

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。なお、様式は任意で日本産業規格A4又はA3サイズを基本とし、ページを付すものとする。

また、提出書類は、審査のためにのみ使用する。

(1) 提出書類及び留意事項

①企画提案書

以下の事項を記載すること。

ア)Facebook の運営・情報発信の体制

- ・タイからの訪日旅行客が求める情報のニーズの分析及びそれを踏まえた情報発信すべき内容について
- ・フォロワー獲得に資する記事投稿の実施計画とその考え方、メリットについて
- ・フォロワー獲得に資する広告配信を実施する上での、広告形態、規模、回数等を含めた有効的な方法とその考え方、メリットについて
- ・具体の誘客行動に繋がる情報発信の方法とその考え方、メリットについて
- ・青森県観光情報サイト多言語版（グローバルサイト）への誘導対策について

イ)経費見積（任意様式）

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、予算限度額を上限とする。

②その他企画提案を説明するのに必要な書類

③業務実施体制について

ウ) 本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名、年齢、経験年数及び担当する業務内容について明記すること。

エ) 営業窓口担当者の職・氏名及び連絡先を明記すること。

(2) 企画提案書の提出

①提出期限 令和6年3月26日（火）15時必着とする。

②提出先 「2 担当者」のとおり

③提出方法 メールによる提出

10 辞退

「7 参加方法」の規定により参加表明をした者において、事情により提案を辞退することとした者は、次のとおり提案辞退をすること。

(1) 提出書類

提案辞退届（様式3）

(2) 提出先

「2 担当者」のとおり

(3) その他

提案辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても再び参加表明することはできないこととする。

11 審査

(1) 審査の方法

企画提案書の内容について、別紙「企画提案書審査基準」に基づき書面審査を実施し、最優秀提案者を1者選定する。

(2) 審査会実施日時 令和6年3月27日（水）

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年3月28日（木）以降にメールにて通知する。

(4) その他 審査結果についての質問は受け付けない。

12 契約の締結方法

最優秀提案者を契約予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。なお、最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

13 委託契約等

当該業務に係る青森県との委託契約締結を経て、業務を開始していただきます。なお、仕様の詳細や委託料については、業務内容等を勘案し、協議の上、決定します。

なお、本事業は、令和6年度青森県一般会計当初予算が、青森県議会において議決されることが実施の条件となるものであり、予算の議決がなされない場合は、契約業務は成立しません。

14 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 提案者の提出する企画提案書は1案に限る。

(3) 提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に関し、要した経費は参加者の負担とする。

(4) 契約保証金は、青森県財務規則の規定による。

【参考】青森県財務規則第159条

契約担当者等は、契約者をして、契約金額の百分の五以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- 一 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

15 様式一覧

様式1 参加表明書

様式2 質問票

様式3 提案辞退届